緊急事態基本法の早期制定を求める意見書(案)

昨年3月11日に発生した東日本大震災における我が国の対応は、想定外という言葉が繰り返されたことに代表されるように、重大な緊急事態における取組の甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となりました。世界の多くの国々では、今回のような大規模自然災害時等には非常事態宣言を発令して、政府主導の下に救援及び復興に対処しております。

しかしながら、日本国憲法には非常事態条項が明記されておらず、平時の体制のまま国家的な緊急事態に対応せざるを得ません。その結果、現場の最前線で活動する自衛隊、警察、消防などが機動的かつ機能的に対処することができず、迅速な救援活動に様々な支障を来し、被害が更に拡大することになります。

そのため、緊急事態時に国が万全の措置を講ずる責務を持ち、経済秩序の維持や公共の福祉の確保のために、国民の権利を一時、特例的に制約できるようにする緊急事態基本法の制定が提唱され、平成16年5月には自由民主党、民主党及び公明党の3党がこうした法律の成立を図ることで合意したものの、いまだ制定の見通しは立っていません。

このような中、大規模自然災害を初め、国民の生命及び財産の安全が脅かされるような重大かつ切迫した緊急事態が度々発生しておりますが、それらに備えることは喫緊の課題であります。

よって、国におかれては、かかる状況を御賢察いただき、下記の事項を講じられるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

国民の生命と財産を守るため、緊急事態基本法を早急に制定すること。

平成24年3月19日

衆議 院議 長 参議 院 議 長 内 閣 総 理 大 臣 総 務 大 臣 法 大 臣 務 宛 外 務 大 臣 国 土 交 通 大 臣 防 衛 大 臣 内 閣 官 房 長 官

長野市議会議長 祢 津 栄 喜